



一 回 解 説

神谷 研税理士事務所
電 話 0566-77-2099

今回のテーマ

法人税の改正

平成 23 年度税制改正大綱の閣議決定により、国税と地方税を合わせた法人実効税率を 5%引き下げ約 35%とする一方で、財源確保のための課税ベースの拡大として租税特別措置の縮減、大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限等が行われます。いずれも平成 23 年 4 月 1 日以降の適用となります。

1. 法人税率の引き下げ

法人税の税率が平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から以下のように引き下げられます。

	現行		改正案	
	年 800 万円超	年 800 万円以下	年 800 万円超	年 800 万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人 (資本金 1 億円以下)	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等、協同組合等 (単体) 及び特定の医療法人 (単体)	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等 (連結) 及び特定の 医療法人 (連結)	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等の特例税率 (年 10 億円超)	26%		22%	

注1) 中小法人には一般社団法人等及び人格のない社団等を含みます。

注2) カッコ内は租税特別措置法で定められている税率で、中小法人や公益法人等は平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度まで 18%の軽減税率が適用されます。平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からは 15%の税率が適用されますが、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からは 19%に移行します。

2. 欠損金の繰越控除の制限と控除期間の延長

発生した損失 (欠損金) は平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から以下の適用となります。

①青色欠損金の繰越控除限度額：繰越控除をする前の所得金額の 80%相当額までに制限

注) 中小法人 (大法人の 100%子会社除く)、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等は除かれます。

②繰越控除期間：現行 7 年から 9 年に延長

※ 本記述は平成 23 年度税制改正大綱をもとに作成しており、今後変更となる可能性があります。

3. 「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案」

適用期限が 23 年 3 月 31 日となっていた特例を 6 月 30 日まで 3 ヶ月間延長する、いわゆる「つなぎ法案」です。

4. 東北地方太平洋沖地震に対する税制特例措置

被災者に対する救済措置と被災者へ支援を行う者に対する税制支援があります。
